

審 査 基 準

基準の名称	合併の認可(漁協)	
法 令 等 名	根 拠 条 項	許認可等・処分の概要
水産業協同組合法	0 6 9 - 2	合併の認可(漁協)
基 準 の 内 容		
「漁協等向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）」（平成25年5月29日付け25水漁第341号水産庁長官通知）のとおり。 Ⅲ－２－１－３－３ 申請及び認可 （１）申請書類 組合の合併の認可に係る申請書の受理に当たっては、信用事業を行う組合については、信用事業命令第50条の規定に基づき、次の書類の提出が義務付けられているが、それ以外の組合についても、法第69条第3項において準用する法第63条第2項の規定により申請者に対して合併に関する報告書を要求できることとされていることに基づき、次の書類の提出を求めることとする。 また、審査を行う上で必要となる報告書がある場合においては、必要に応じ当該報告書の提出を求めることとする。 ① 合併総会を行う組合に求める提出書類 ア 合併認可申請書 イ 合併の理由書 ウ 合併を議決した総会等の議事録（謄本） エ 合併契約書及び覚書（謄本） オ 最終事業年度に係る財産目録又は貸借対照表（最終事業年度がない場合にあっては、合併をする組合の成立の日における財産目録又は貸借対照表） カ 法第69条第4項において準用する法第53条第2項に規定する手続（法第53条第3項の規定により、法第126条の4第2項の規定による公告を、官報のほか、法第126条の4第2項の規定による定款の定めに従い、同項第2号又は第3号のいずれかに掲げる公告の方法によりするときは、これらの公告）及び法第54条第2項に規定する手続を経たことを証する書面 キ 合併後存続する組合又は合併により設立される組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書（合併及び合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数（漁連、加工連及び共水連にあっては会員数）、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書、事務所の位置を記載した書類 ク 新設合併の場合にあっては、法第70条の規定により選任された設立委員であることの証明書及び設立委員会の議事録（謄本） ケ 合併経過を記載した書面		

- コ 施行規則第210条に掲げる書類（既に添付しているものは除く。）
- サ その他必要な書類（総会等招集通知の写し、理事会議事録の写し等）

（２）審査要領

組合の合併に関し、法第69条第２項に基づき認可を行う場合は、以下の事項について適正な内容となっているかどうかを確認の上、合併が真に意義のあるものとなるよう審査するものとする。

① 基本的事項

- ア 組合員意思反映が適正に行われたか。
- イ 組合員の日常的な活動に適切に対応した営漁活動や組合員との結びつきにも十分配慮したものであるか。
- ウ 関係機関や団体等との連携が図られているか。
- エ 合併後、組合が行うこととなる事業について、相応する経営的基礎を有しているか。
- オ 合併により事業・組織の健全性が損なわれる可能性が高く、組合員や取引先等に不測の損害を与えるおそれはないか。

② 形式的事項

- ア 申請書は正規な申請者から認可権者あてに提出されているか。
- イ 申請書類の内容は正確で、かつ、それを証する書類が添付されているか。
- ウ 定款は法第32条第１項に規定する事項がすべて網羅されているか。
- エ 決定手続は法第50条、第69条等に照らし適法になされているか。
- オ 合併契約は、施行令第22条の２第１項に規定する内容となっているか。
- カ 新設合併の場合は、法第70条等に規定する手続が適正になされているか。
- キ 合併によって消滅した組合に係る権利義務の承継が適正になされているか（消滅した組合における適正な手続がなされているかどうかも含む。）。
- ク 合併によって消滅する組合、合併後存続する組合にあっては、法第69条の３に基づく手続が行われているか。

③ 定款の内容に関する事項

- ア 目的、事業等の基本事項（総則）は、法第１条、第４条、第11条等に照らし適正か。
- イ 事業の執行に関する規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。
- ウ 組合員に関する規定は、法第18条の範囲となっているか。
- エ 経費の分担に関する規定は、組合員間の公平性が確保できるものとなっているか。
- オ 役職員に関する規定は、組合の機能が十分に発揮され健全な運営ができるものとなっているか。
- カ 総会に関する規定は、法第47条、第47条の３、第47条の４、第47条の５、第48条等に照らし、合法的に行われるものとなっているか。
- キ 会計に関する規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。